

奈良県庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第四十二号

奈良県庁舎管理規則の一部を改正する規則

奈良県庁舎管理規則（昭和四十四年六月奈良県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第三条の表本庁庁舎（議会棟並びに総務部知事公室美しい南部東部振興課うだ・アニマルパーク振興室、総務部奥大和地域活力推進課が所管する奥大和移住定住交流センター、産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター及び警察本部の用に供する部分を除く。）及びその構内の項中「、産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター」を削り、同表分庁舎（産業・観光・雇用振興部産業振興総合センターの用に供する部分に限る。）及びその構内の項を削る。

別表を次のように改める。

別表（第四条関係）

室又は場所	室管理者
本庁庁舎の当該各課（室、センター及び事務所）の室	当該各課（室、センター及び事務所）の長
知事室	秘書課長
副知事室	
特別室	
待合ロビー	
危機管理監室	防災統括室長

県土マネジメント部長室	食農部長室	観光局長室	産業部長室	環境森林部長室	医療政策局長室	医療・介護保険局長室	福祉医療部長室	子ども・女性局長室	地域創造部長室	法令審査室	総務部長室	南部東部振興監室	選挙管理委員会委員室	知事公室長室
県土マネジメント部総務課長	食農部総務課長	観光戦略課長	産業部総務課長	環境森林部総務課長	地域医療連携課長	医療保険課長	福祉医療部総務課長	子ども・女性課長	地域創造部総務課長	法務文書課長		総務部総務課長	市町村振興課長	政策推進課長

まちづくり推進局長室	まちづくり推進課長
会計管理者室	会計局総務課長
入札室	
教育委員会委員室	教育委員会事務局総務課長
教育長室	
教育理事室	
教育次長室	
出先庁舎の室又は場所	出先機関の長が指定した職員

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。